

町有財産賃貸借契約書（案）

富岡町（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、乙が建設する_____の設置個所である「富岡産業団地〇〇〇〇区画」の貸し付けについて、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならないものとする。

（貸付物件）

第2条 甲は、末尾に掲げる物件（以下「貸付物件」という）を乙に貸付けるものとする。

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（用途指定）

第4条 乙は、貸付物件を前条に定める期間中、_____の用に供しなければならない。

第5条 乙は、前条の規定による用途を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申請しなければならない。

2 甲は、乙からの前項の申請があったときは、遅滞なく事情を調査するものとし、甲がその申請を承諾する場合は、甲乙協議のうえ本契約書の関係条項について変更契約を締結するものとする。

（貸付代金）

第6条 貸付代金は、年額_____円とする。

2 前項の金額は、1年間この土地の使用を行った場合の貸付代金であり、使用期間が1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算するものとし、1月に満たない端数があるときは、1月として計算するものとする。

（賃借料の支払い）

第7条 乙は、甲から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求金額を甲に支払うものとする。

（貸付代金の改定）

第8条 前条に定める貸付代金は、経済事情の変動その他の正当な事由により、甲が町有財産貸付単価の改定の必要があると認めるときは、契約期間内であっても、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

（貸付け物件の引渡し）

第9条 甲は、第3条に規定する貸付期間の初日に貸付物件をその所在する場所において乙に引渡し、乙は町有財産受領書を甲に提出するものとする。

2 前項の場合、乙は貸付物件の引渡しについて、甲の指示に従うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第 10 条 乙は、第 3 条に規定する貸付期間中、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転与し
または賃借権を譲渡してはならないものとする。

(管理義務)

第 11 条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更するときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲に申請
しなければならない。

3 甲は、乙から前項の申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認等
は、書面により行うものとする。

4 前 3 項までの規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその費用の償還等
は請求しないものとする。

(貸付物件の損壊被害の補償義務)

第 12 条 乙は、貸付物件が天災その他の事情により損壊し、第三者に損害を与えた場合は、そ
の賠償の責を負うものとし、甲が代わってその責を果たしたときは、甲は乙に対し求償するこ
とができるものとする。

(滅失又はき損の報告)

第 13 条 乙は、貸付物件の全部、又は一部が滅失又はき損した場合は、ただちにその状況を甲に
報告するものとする。

(実地調査等)

第 14 条 甲は、貸付物件について随時使用状況等を実地に調査し、又は所要の報告を乙に求める
ことができるものとする。この場合、乙は甲に協力するものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、本契約の解除を申し出たとき。ただし乙は本契約の解除を申し出るときは、解除
しようとする日の 1 ヶ月前までに文書で行うものとする。

(3) 甲において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(返還及び原形回復の義務)

第 16 条 乙は、第 3 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は甲が第 15 条の規定により解除
権を行使したときは、甲の指定する期日までに貸付物件を原形に回復して返還するものとする。
ただし、甲が原形に回復することが適当でないとき、この限りではないものとする。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、その責に帰する事由により、貸付物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、
その当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、
乙が当該物件を原形に回復した場合は、この限りでない。

2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する

金額を損害賠償して甲に支払わなければならない。

3 甲が、第15条第3号の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じた場合であつても、乙は甲に対しその補償は請求しないものとする。

(契約の費用)

第18条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

(疑義の決定)

第19条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めない事項で約定する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1

氏名 福島県双葉郡富岡町長

乙 住所

氏名

別 表

土 地 の 表 示

| 土 地 の 所 在 | | | | 地目 | 地積 (㎡) | 金額(単価) (円) | 金額(年額) (円) |
|-----------|----|---|----|----|-----------|---------------|---------------|
| 市町村 | 大字 | 字 | 地番 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |